

遺言書 (鉄則その1: 遺言書と明記する)

(鉄則その2: すべて自筆で作成)

遺言者 佐藤太郎 (鉄則その4: 氏名の記入) は次の通り遺言する。

第1条 妻 佐藤花子に次の財産を相続させる。

土地 所在 東京都世田谷区〇〇1丁目

地番 1番1

地目 宅地

地積 150平方メートル

建物 所在 東京都世田谷区〇〇1丁目1番1

家屋番号 1番1

種類 居宅

床面積 1階70平方メートル 2階40平方メートル

第2条 長女 佐藤一子に次の財産を相続させる。

東京〇〇銀行世田谷支店の普通預金 口座番号 012-3456

第3条 長男 佐藤一郎に次の財産を相続させる。

東京〇〇銀行世田谷支店の定期預金 口座番号 987-6543 の1/2

第4条 孫 佐藤次郎に次の財産を遺贈する。

第1条から第3条記載の財産を除くその他すべての財産

第5条 この遺言の執行者として次記の者を指定する。

記

東京都世田谷区〇〇2丁目2番2号

行政書士 鈴木太郎

平成〇〇年〇月〇日 (鉄則その3: 作成の記入)

遺言者 佐藤太郎



(鉄則その5: 捺印は実印が望ましい)

(鉄則その6: 共同遺言でない事)

(鉄則その7: 加除や訂正を避ける事)